

事例 17

がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金(20日以上継続入院または所定の手術)のお支払い②

平成28年4月2日以降にご加入の「がん特約(16)」に3大疾病治療給付特則を付加した場合

がん治療給付金	支払事由	がんと診断確定され、がんによる入院を開始したとき
	支払額	特則給付金額
急性心筋梗塞治療給付金	支払事由	急性心筋梗塞で20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき
	支払額	特則給付金額
脳卒中治療給付金	支払事由	脳卒中で20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき
	支払額	特則給付金額

(1)がん治療給付金について

- ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん(乳房の上皮内がんを含みます)については、がん治療給付金の対象とはなりません。

(2)急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金の対象となる場合

①急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その治療を直接の目的とする入院が20日以上継続したとき

「急性心筋梗塞」…………… 冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病

ア. 典型的な胸部痛の病歴

イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化

ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

「脳卒中」…………… 脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

②急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、所定の手術を受けたとき

「所定の手術」…………… 公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたとき

※公的医療保険制度、先進医療の対象であっても支払対象外の手術があります。(17ページ参照)

- ・がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いしません。

※異なる種類の給付金(がん治療給付金と脳卒中治療給付金など)の支払事由該当日の間隔については、制限はありません。

- ・「20日以上継続入院」とは、入院から退院まで途中退院することなく連続した入院をいいます。

- ・3大疾病治療給付金の支払いは、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金を通算して10回を限度とします。